



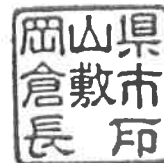
許可番号 第10020009914号

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市連島町連島142番地の137
名称 有限会社ナカイチ
代表取締役 中山 一将

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 平成27年 7月 7日

許可の有効年月日 平成32年 5月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理 (破碎、解体・選別、焼却)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎及び解体・選別

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

焼却

紙くず、木くず、繊維くず(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。)(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

「裏面に記載」

3. 許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

(1) 破碎施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3127 番 1 用地面積：1,179 m²

(2) 解体・選別施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3130 番, 3132 番, 3133 番 1, 3137 番
用地面積：1,725 m²

(3) 焼却施設

設置場所：倉敷市連島町連島 142 番 137, 98 用地面積：216.4 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

「裏面に記載」

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3127 番 1

設置年月日：平成 7 年 5 月 1 日

処理能力：4.9 t / 日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

(2) 解体・選別施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3130 番, 3132 番, 3133 番 1, 3137 番

設置年月日：平成 17 年 5 月 23 日

処理能力：4.5 t / 日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

(3) 焼却施設

設置場所：倉敷市連島町連島 142 番 137

設置年月日：平成 10 年 2 月 27 日

処理能力：4.8 t / 日

産業廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 5 月 17 日 新規許可

平成 7 年 8 月 29 日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)

平成 12 年 5 月 17 日 更新許可

平成 14 年 3 月 8 日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)

平成 17 年 5 月 17 日 更新許可

平成 17 年 6 月 14 日 変更許可(中間処理の追加)

平成 19 年 2 月 19 日 変更許可(中間処理の追加)

平成 22 年 6 月 17 日 更新許可(許可の有効年月日：平成 27 年 5 月 16 日)

平成 23 年 7 月 20 日 変更届に伴う許可証の書換え(代表者の変更)

平成 27 年 7 月 7 日 更新許可(許可の有効年月日：平成 32 年 5 月 16 日)